

クリアモール・  
八幡通り周辺地区



# 都市景観通信

この通信では、「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観協議会」の内容を地域の皆様にご紹介します。

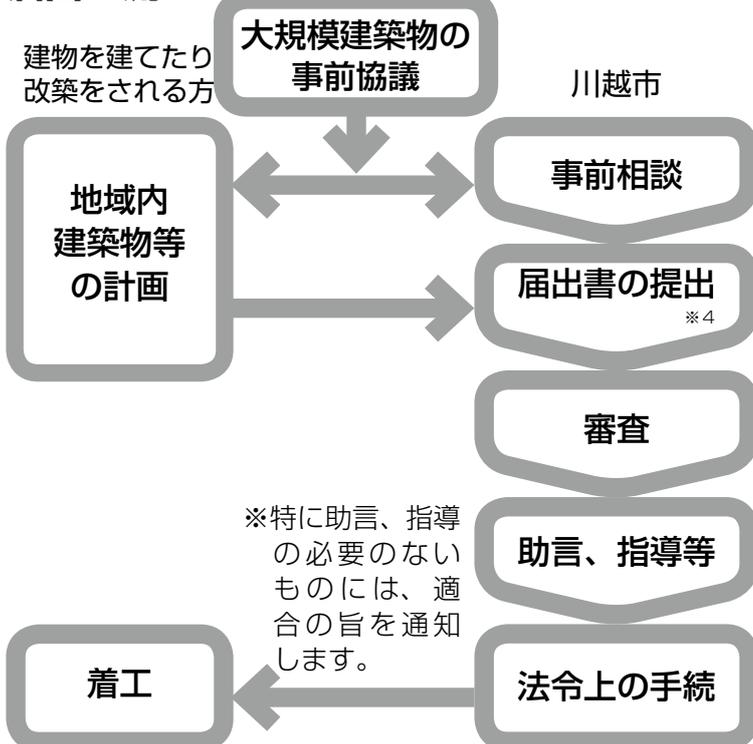
## 地域の代表として、大規模建築物の事前協議を行っています

平成 19 年 1 月に「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」の運用が始まり、もうすぐ 2 年になります。

都市景観形成地区内において、建物の新築・増築などを行う場合は、川越市への届出<sup>\*1</sup>が必要（通常  
の管理行為、軽易な行為を除く）になり、市では、届出の内容が都市景観形成地域の基準（まちづくりのルール）に適しているかどうかのチェックを行っています。

また、地域の代表者からなる都市景観協議会<sup>\*2</sup>では、規模の大きな建築物<sup>\*3</sup>を対象に、市への届出前に事業者などと話し合いを持ち、まちづくりのルールを設計に反映するよう働きかけを行っています。

### 届出の流れ



### ※ 1 届出が必要な行為

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩若しくは材質の変更
2. 広告物の表示、移転またはその内容の変更
3. 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採のうち、次の行為に該当するもの
  - 1) 高さ 1.2m を超えるのりを生ずる切上又は盛土を伴う土地の形質の変更
  - 2) 樹高 10m 以上又は地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m を超える樹木の伐採
4. 建築物及び工作物の移転、解体又は除却

### ※ 2 都市景観協議会の構成

自治会や商店街の代表者で構成されています。

会長：  
副会長：  
委員：

（18 名 敬称略、順不同）

### ※ 3 事前協議の対象

高さが 15 メートルを超え、又は建築面積が 1000 平方メートルを超える建築物

### ※ 4 届出の図書

届出の際は以下の図書が必要です。

- ・都市景観形成地域内における行為の届出書
- ・添付図書  
付近見取図、配置図、各階平面図、各面の立面図、断面図、外構平面図、現況カラー写真、完成予想図 等

※ ホームページへの掲載にあたり、個人名の記された部分は削除させていただきました。

## 届出の状況（平成20年4月～9月）

「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」内において、平成20年4月から9月までの届出状況は、専用住宅が7件、共同住宅が2件、店舗が2件の合計11件でした。

### 届出状況

用途	届出件数
専用住宅 (店舗併用住宅を含む)	7件
共同住宅	2件
店舗	2件
合計	11件



## 都市景観協議会による事前協議の状況（平成20年度）

都市景観協議会では、新富町2丁目に新築予定の共同住宅について、川越市への届出に先立ち、10月22日（水）に設計者との事前協議を行い、まちづくりのルールに適した設計内容であることを確認しました。協議では、周辺よりも高い建物であるため、近隣への説明を丁寧にしていただくことや今後、テナントが設置する看板についてもルールを守っていただくことなどをお願いしました。

### 事前協議の実施状況

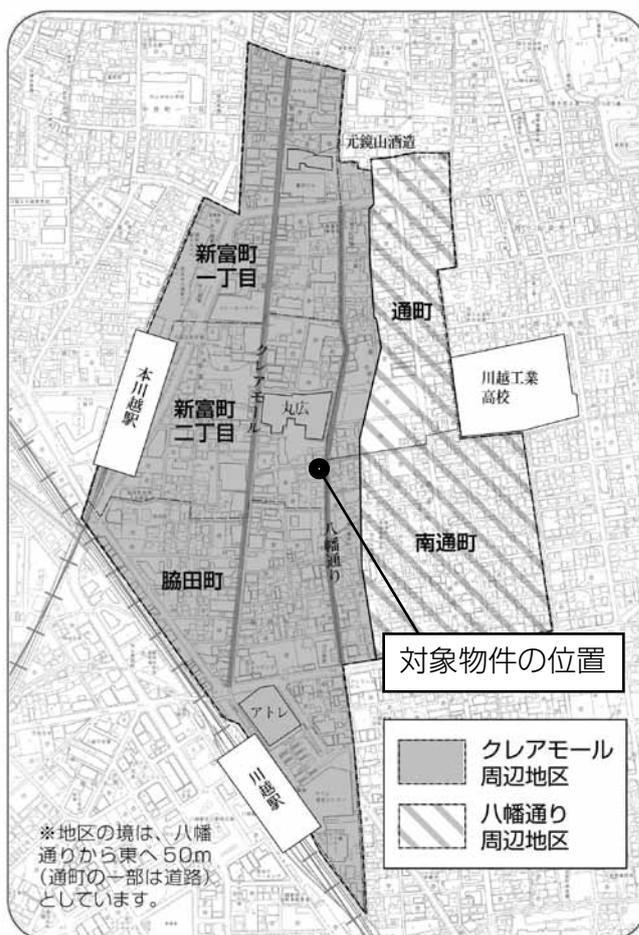
回数	1回
日時	10月22日（水）
対象物件	新富町2丁目の共同住宅の新築



### クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観地域

川越の顔となる地域にふさわしい景観をつくっていくためのまちづくりのルールを条例として定めた地域です。

範囲は、右図に示す新富町1丁目、新富町2丁目、脇田町、通町、南通町の全部です（右図参照）。



問い合わせ先： 川越市 都市計画部 都市景観課

049-224-8811（内線 3271）